



令和8年1月15日

中部家保だより

発行：中部家畜保健衛生所（中部農業事務所家畜保健衛生課）
〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 令和8年度蜜蜂飼育届の提出について
- 2 蜜蜂飼育届のオンライン申請受付窓口について
- 3 腐蛆病検査手数料について

【添付書類】

- 1 蜜蜂飼育届
- 2 蜜蜂飼育届記入例

◆◆ 令和8年度蜜蜂飼育届の提出について ◆◆

養蜂振興法第3条第1項の規定に基づき、すべての蜜蜂飼育者は、年に一度、蜜蜂飼育届を提出していただくことになっています。養蜂協会員の方は各支部へ、協会員でない方は直接、家畜保健衛生所へ提出してください。期限までの提出をよろしくお願ひいたします。なお、令和4年から蜜蜂飼育届のオンライン申請受付窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

提出期限：令和8年1月末

提出先：【養蜂協会員】 養蜂協会各支部へ提出

【会員以外】 中部家畜保健衛生所へ提出

郵送：〒371-0051 前橋市上細井町2142-1

FAX：027-230-8052

届出様式：別紙「蜜蜂飼育届」のとおり

提出書類：2種（1部ずつ）

* 今年度より、養蜂振興法に基づく「群馬県養蜂振興法細則」の一部改正に伴い、
個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書もご提出いただいております。

◆◆ 蜜蜂飼育届のオンライン申請受付窓口について ◆◆

蜜蜂飼育届オンライン申請受付窓口を開設しています

蜜蜂飼育届について、申請者の利便性向上を図るため、ぐんま電子申請受付システムを活用してオンライン申請受付窓口を開設していますので、ぜひご活用ください。

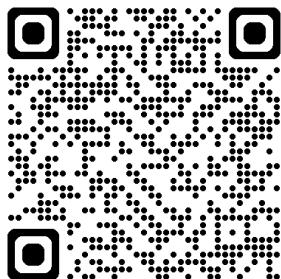
なお従来の書面による郵送およびFAXでの提出も引き続き受け付けています。

蜜蜂飼育届オンライン申請窓口の URL と QR コードは下記のとおりです。

【URL】 **注：“検索バー”ではなく、“アドレスバー”に入力してください。**

<https://logoform.jp/form/9cfD/780810>

【QR コード】



◆◆ 腐蝨病検査手数料について ◆◆

家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づき、蜜蜂を飼養している方は年に1度、腐蝨病検査を受けていただくことになっています。

その際にかかる検査手数料は、群馬県収入証紙(県証紙)または現金で納めていただきます。県証紙でのお支払いをされる方は、令和8年度の腐蝨病検査の際に、県証紙の事前準備をお願いいたします。

県証紙の販売場所は県ホームページの「証紙売りさばき所」ページをご覧ください。

検査手数料については下記のとおりとなります。①と②の検査手数料は申請書類が分かれておりますので、県証紙にてお支払いの場合には①と②は別々にご用意ください。

お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

① 腐蝨病検査手数料 1 箱につき 50円

② 腐蝨病検査証明書手数料 1 蜂場につき 120円

※ ①と②の検査手数料は、**県証紙の場合は別々にご用意**をお願いいたします。

令和5年度から**現金での納入も可能**となりました。

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください

中部家保 **027-288-0371**

★ 養蜂業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願ひ申し上げます。